

「公売公告7仁町第293号」関係

## 公 売 の お 知 ら せ

令和8年3月9日

国税徴収法の規定による公売を実施します。

仁淀川町 町民課

記

公 売 財 産 の 表 示	公売公告7仁町第293号別紙1のとおり	
公 売 の 方 法	期間入札	
入札期間	始 期	令和8年4月3日 午前9時00分
	終 期	令和8年4月10日 午後3時00分
公 売 の 場 所	仁淀川町町民課（入札書を提出する場所）	
開 札	日 時	令和8年4月10日 午後3時00分
	場 所	仁淀川町役場1階会議室
売却決定	日 時	令和8年4月24日 午前10時00分 までの買受代金納付時 ただし、国税徴収法第106条の2の規定による調査の結果が 上記日時までに明らかにならないときは、その結果が明らか になったとき
買受代金 納付期限	日 時	令和8年4月24日 午前10時00分までに納付すること。
	場 所	仁淀川町出納室
公 売 保 証 金	無 (国税徴収法第100条及び同法施行令第42条の5)	
見 積 価 額	金490,000円	
買受人についての 資格その他の要件	国税徴収法第92条、同法第99条の2及び同法第108条の規定 に該当する者は、公売に参加する資格がありません。	
買受代金等の納付方法	買受代金は、公売日翌日から買受代金納付期限までの間に、 現金又は口座振り込みで一括納付してください。 併せて、登記に係る登録免許税額分の収入印紙（19,900 円予定）を提出してください。また、個人の場合は戸籍の 附票を、法人の場合は全部事項証明書を提出してください。	
その他の事項	詳しくは町HP及び「仁淀川町不動産公売の手引き」によ ります。その他、国税徴収法など関係法令の制限を受けま す。	
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の売却代金について、配当を受けることができる質権、 抵当権等の権利を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現 在額申立書を仁淀川町町民課へ提出してください。（国税徴収法 第130条） なお、債権現在額申立書の用紙は、仁淀川町町民課にあります。		
※このお知らせについての質問は、仁淀川町町民課までお問い合わせ下さい。 (TEL:0889-35-1088)		



# 公売予定地











